

宿泊約款

(適用範囲)

第1条

- 第1項 当ホテルが宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。
- 第2項 当ホテルが、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約を優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条

- 第1項 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料）を受諾し、当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出て頂きます。
- 1) 宿泊者名
 - 2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - 3) その他当ホテルが必要と認める事項
- 第2項 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

- 第1項 宿泊契約は、当ホテルが禪定の申し込みを承諾したときに成立するものとします。但し、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 第2項 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、クレジットカード番号を通知するか、もしくは予約金・申込金（3日分の基本宿泊料を限度とする）、を当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
- 第3項 予約金・申込金は、まず宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する状態が生じたときは、違約金について賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。クレジットカード番号を通知していた場合は、予約金・申込金を徴収しませんが、違約金、賠償金発生時には、クレジットカード請求をします。また、当ホテルはお申込時に、事前承認を取る権利を有します。
- 第4項 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払頂けない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがそ旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

- 第1項 前条第2項の規定に関わらず、当ホテルは契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 第2項 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日をしてしなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

- 第1項 当ホテルは、次に挙げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- 1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - 2) 満室（員）により客室の余裕が無いとき。
 - 3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - 4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - 7) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 8) 宿泊者、もしくは申込者が暴力団員、暴力団関係団体関係者、その他反社会勢力であることが判明したとき。
 - 9) 以前に支払不良、素行不良等で退館をさせた利用者からの申し込みがあったとき。

(宿泊者の契約解除権)

第6条

- 第1項 宿泊者は、当ホテルに申し出て宿泊契約を解除することが出来ます。
- 第2項 当ホテルは、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に挙げるところにより、違約金を申し受けます。但し、当ホテルの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊者に告知したときに限ります。
- 第3項 当ホテルは、宿泊者が当ホテルに連絡をしないで宿泊当日の午前6時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着し無いときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理します。

(当ホテルの契約解除権)

第7条

- 第1項 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除する場合があります。
- 宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
- 1) 宿泊者が伝染病であると明らかに認められるとき。
 - 2) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 3) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - 4) 宿泊者が、泥酔、放歌高吟したり、他の宿泊者への迷惑行為をおよぼしたり、およぼしそうになった場合、あるいは宿泊者が他の宿泊者に迷惑をおよぼす言動をしたとき。
 - 5) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災防止上必要なものに限る）に従わないとき。
 - 6) 客室設備を汚損、破損または常識を超える範囲の利用をしていることが判明したとき。
 - 7) 宿泊者、若しくは申込者が暴力団員、暴力団関係団体関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。

(宿泊の登録)

第 8 条

- 第 1 項 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- 1) 宿泊者の氏名、住所、電話番号、及び職業
 - 2) 外国人にあつては上記に加え、国籍、入国地及び入国年月日、宿泊地及び後泊地（宿泊施設名）、旅券番号とパスポートの写しの提出
 - 3) 出発日及び出発予定時刻
 - 4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 第 2 項 宿泊者が第 12 条の料金の支払いを、現金、旅行会社発行の宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示して頂きます。

(客室の使用について)

第 9 条

- 第 1 項 宿泊者が当ホテルの客室を使用できる時間は、原則として午後 15 時から翌日午前 10 時までとします。但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 第 2 項 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同行に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。（客室基本料金については、ご利用人数、階層、眺望、設備等により異なりますのでお問い合わせください。当日お支払いいただく宿泊料金とは必ずしも一致しません）
- 1) 午後 14 時までの延長、若しくは午前 11 時以降の到着は、客室基本料金の 30% 相当
 - 2) 午後 17 時までの延長、若しくは午前 8 時以降の到着は、客室基本料金の 50% 相当
 - 3) 午後 17 時以降の延長、若しくは午前 8 時以前の到着は、客室基本料金の 100% 相当

(利用条件の遵守)

第 10 条

- 第 1 項 宿泊者は当ホテル内においては、当ホテルが定めた別掲の利用規約に従っていただきます。

(営業時間)

第 11 条

- 第 1 項 当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付のパンフレット、各所の掲示、客室内のサービス案内等でご案内いたします。
- 1) フロント業務等サービス時間：7:00-24:00
 - 2) 飲食等（共用部）利用時間：別紙掲載
- 第 2 項 前項の時間は、必要やむを得ない緊急の場合には事前に断りなく変更させて頂くことがございます。時間内のすべてのお客様のご利用を保証するものではありませんのでご了承ください。変更の際はは適当な方法をもってお知らせしますので、お手数ながら最新の営業時間等をお確かめ下さい。

(料金の支払い)

第 12 条

- 第 1 項 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳及び算定方法は、別表 1 に掲げるところによります。
- 第 2 項 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行会社発行宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊者の到着時、又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
- 第 3 項 当ホテルが宿泊者に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第 13 条

- 第 1 項 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当ホテルの攻めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 第 2 項 当ホテルは消防法に基づく防火対象物定期点検基準に適合しておりますが、万が一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

第 14 条

- 第 1 項 当ホテルで、宿泊者に契約した客室を提供できないときは、宿泊者の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 第 2 項 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の保証料を宿泊者に支払い、その保証料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当ホテルの責に帰すべき事由がないときは保証料を支払えません。

(委託物の取り扱い)

第 15 条

- 第 1 項 宿泊者がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を補償します。但し、賠償額は旅館賠償責任保険の範囲内とします。
- 第 2 項 宿泊客が、当ホテルにお持込になった物品又は現金並びに貴重品のうち、フロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失によって滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。但し、賠償額は旅館賠償責任保険の範囲内とします。

(宿泊者の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条

- 第 1 項 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了承したときに限って責任を持って保管し、宿泊者がフロントにおいてチェックインする際にその手荷物のご確認を致します。
- 第 2 項 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合において、3ヶ月保管致します。但し、現金や貴金属、その他貴重品である場合は発券日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署等へ届けます。
- 第 3 項 前2項の場合における宿泊者の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、前条の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第 17 条

- 第 1 項 宿泊者が当ホテル提携駐車場をご利用になる場合、当ホテルは提携駐車場をご紹介するものであって、車両の管理責任まで追うものではありません。駐車場の管理責任や損害等については、ご自身の損害保険等の規約に準じます。

(宿泊者の責任)

第 18 条

- 第 1 項 宿泊者の故意または過失により、当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊者は当ホテルに対し、その損害を賠償して頂きます。

利用規則

当ホテルでは、お客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第 10 条に基づき、次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。この利用規則をお守り頂けない場合は、宿泊約款第 7 条第 1 項により、宿泊又はホテル内の諸施設のご利用をお断り申し上げます。また、この利用規則を守らないことによって生じた事故については、当ホテルは責任をおいかねますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

1. ご到着後直ちに客室入り口ドア裏側に掲示してある避難経路図、及び各階の非常口をご確認ください。
2. 館内は全て禁煙になっております。入口付近の灰皿の設置された場所でのみ喫煙が可能です。
3. 客室内では火災の原因となるような行為はなさないでください。また、暖房用、炊事用などの火や熱を発する器具をご使用にならないでください。
4. 下記の物品は、他のお客様のご迷惑になりますので、お持込はお断りさせていただきます。
 - a. 動物、鳥類
 - b. 火薬、揮発油その他発火、引火性のもの
 - c. 悪臭を発するもの
 - d. 常識的な量を超える物品
 - e. 法により所持を許されていない銃砲、刀剣、覚せい剤の類
5. ご訪問客との面会は 1 階共用部フロントでお願いします。客室でのご面会をご遠慮ください。また、客室は宿泊以外の目的にご使用にならないでください。宿泊登録者以外の方の客室のご利用はなさらないでください。
6. 未成年者のみの宿泊はとくに保護者の許可の無い限りお断り申し上げます。
7. ご滞在中の現金、貴重品をご携帯ください。万一客室内での貴重品紛失、盗難が発生した場合、当ホテルでは一切の責任を負いません。
8. お忘れ物は発見した日から 7 日間ホテルにて保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。また、お忘れ物の発送は着払いにて承ります。
9. 客室や共用部での営業行為（事務所・営業所としての使用、外来者・宿泊者へのサービス提供）はお断りさせていただきます。
10. ホテル内では他のお客様に広告物の配布や物品の販売をするような行為は禁止します。
11. 賭博その他風紀を乱し、他人に迷惑をかけるような行為は禁止します。
12. 館内の諸設備及び諸物品についてのごお願い
 - a. その目的以外の用途に使用なさないでください。
 - b. ホテルの外へ持ち出さないでください。
 - c. 他の場所に移動したり加工しないでください。
13. ホテル内外の諸設備、備品の汚損、破損、紛失については、実費を申し受けます。
14. チェックインまたは宿泊延長の際は、宿泊料金を前金にてお預かりさせていただきます。また滞在延長の場合は、その時点までのご利用料金の精算をお願い致します。なおクレジットカードでのお支払いの場合は、クレジットカード情報の登録と引き換えに前金は頂かない場合がございます。この場合、ホテルは事前承認を取る権利を有しております。
15. ご滞在中、ご利用料金が一定額を超えたお客様へは、フロント会計からの勘定書の提示をさせていただきますので、都度お支払ください。
16. 領収書の必要な方はご用意しておりますので、ご希望の方はお早めにフロントにお申し付けください。
17. お荷物等の発送に関して、送料等の立替えはお断りさせていただきます。
18. ホテル外からの出張マッサージ等のご注文はお断りいたします。
19. ホテル内での撮影された写真等を許可なく営業上の目的で公になさることは、法的措置の対象となることがありますのでご注意ください。
20. 従業員へのお心づけはご辞退申し上げます。

別表第1：宿泊料金の算定方法

(第2条、第3条第2項及び第12条第1項) 宿泊客が支払う総額

利用料金(1)

■利用料金①×税金②

利用料金(2)

■飲食料及びその他の利用料金③×税金④

別表第2：違約金(第6条第2項関係) キャンセル・減室の通知を受けた日

■前日まで100% ■2日前まで70% ■3日前まで50%

※上記「%」は、宿泊料金の1泊あたりの総額に対する「%」です。連泊の場合は、それぞれの日に対して計算します。

※減員(1室の人数が減少)になる場合は、キャンセル料が発生する期間に入ってからのお申し出の場合は全額そのまま頂戴します。